

(評価)対象年度	令和 6 年度
編 成 区 分	当初
記 入 日	R5.9.15

振興計画事業シート
事務事業評価【事前】シート

担当課	農 林 課
課長名	前 田 祥 和
担当者	戸 村 貴 樹

対象事業名(事業番号)	早生樹林造成検証事業	(新)
-------------	------------	-----

会計の選択	一般会計	ハード・ソフト・維持等の選択※2	ソフト
新規・継続事業の選択	新規	政策評価の選択	評価対象(新規)
単独・補助・県営事業の選択※1	単独	総合戦略の選択※3	未計上
第2次総合計画の位置付け (体系表を確認し選択して下さい)	基本姿勢	2.	地域資源を活かした「産業のしま」
	分 野		—
	政 策	2-2.	農林業の振興
	基本施策	2-2-⑤	林業の環境整備と森林の保全

事業期間(選択)	単年度繰り返し事業				継続事業の場合		R6	年度	～	R10	年度
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計			
事業費(千円)	4,000	500	500	500	500						6,000
国 費											0
県 費											0
起 債											0
そ の 他	4,000	500	500	500	500						6,000
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補助金等名※4							補助率				

事業の目的 (誰を対象に、どの様なやり方で、どの様な効果をえようとしているのか)	<p>早生樹は、現在、全国的にも林業事業者の新たな収入源の確保、森林保全材として注目されている。まずは、早生樹(竹、柳)が本町の土壌や気候に適しているかを判断するために、「植樹」「育成」「観察」を行う。育成状況が良好であり利用可能な場合、以下のような効果が期待される。</p> <p>①皆伐後の再植林材 成長が早いと早期に根付き貯水能力に優れ山腹崩壊の危険性が大幅に削減される。</p> <p>②木質バイオマス材 スギやヒキの伐期が50～60年に対し10年もあれば高木となるため木質バイオマス燃料として非常に適している。</p> <p>③建築材や木材製品への利用 早生樹の組み合わせによっては軽量強度や防火材の新素材ともなり得る。早生樹の利用が可能となった場合、既存する林業事業者の新たな収入源確保となる他に、将来的に町内におけるバイオマス気運が高まった際に、製材所やチップ工場等の新たな起業における雇用の創出への期待が高まる。</p>
事業の概要※5	<p>◆全体事業計画又は事務フロー</p> <p>早生樹の「植樹」「育成」「経過観察」を行い、その成長過程を検証する。 令和6年度 早生樹の「植樹」「育成」「観察」 令和7年度以降 早生樹の「育成」「観察」</p> <p>◆当年度事業計画</p> <p>12節 委託料 4,000千円</p>
その他 特記事項	

事業の必要性 (現状における問題点、その要因、今後の課題)	戦後、全国的に推進された植林は、現在、伐期を迎え間伐等の「育てる林業」から「皆伐・再植林」へとその動向を変えつつある。そこで問題となるのが皆伐を行った場合の山腹崩壊等の災害が起こる可能性の増である。そこで近年、再植林材として注目されているのが、生育の早い竹との組み合わせともなれば1.5mの苗木から1年後には5m以上になるとも言われている「早生樹」の存在である。成長した早生樹の根は地中に4m以上の根を張り巡らせ貯水能力に優れ、また塩害土壌にも強く沿岸地においても防災樹としての期待もできる。また、生育が早い事より、木質バイオマスとしての新エネルギー資源としての期待も高い。まずは、この早生樹が本町の土壌や気候に合うかどうかの成長過程を経過観察し、再植林材や木質バイオマス材としての可能性を検証したい。
----------------------------------	---

成果(活動)指標	指標(単位)	年間原木出荷量 (m ³)				
	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
	目標値	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
	成果指標及び目標値の説明	平成31年～令和3年度までの年間原木出荷量の平均値が1,548m ³ であるため、本事業を実施することで、その基準値の10%増を目標値とする。				

2次評価	事業の方向性	採択		所管案のとおり		事業のやり方改善		事業規模拡大
				事業規模縮小		事業統廃合		その他
		● 不採択	●	企画不十分				
		一部不採択		企画不十分				
	評価理由	早生樹資源の有効活用による新たな林業を構築できれば、脱炭素や耕作放棄地の解消にもつながる可能性があります。県が早生樹現地適用化試験を実施しており、まずは県に相談し、事業実施を再度検討ください。						

3次評価	住民等の意見	
	町の対応	